

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
がと日、  
かると日、  
当てる日)

## 目次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

◇正 誤 昭和六十二年四月鳥取県告示第三百八十一号中訂正

昭和六十二年四月鳥取県告示第三百八十二号中訂正

昭和六十二年四月鳥取県告示第三百八十三号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
タムラ医院	鳥取市瓦町一六一	昭和六十二年四月一日
鳥取県立整肢学園	米子市上福原一七五一―一	〃
後藤内科医院	米子市西三柳五区四五―一八―三	〃
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	〃
岩美町国民健康 保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	〃
石見診療所	日野郡日南町上石見七六六一―二	〃
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五二八	〃
岡本歯科医院	東伯郡東伯町大字浦安二〇二―三	〃
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	〃
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二二	昭和六十二年四月十四日
医療法人寿生会 幡病院	鳥取市雲山五七	〃

地原歯科医院徳尾診療所	鳥取市徳尾三八〇一五	昭和六十二年四月八日
岸本歯科医院	鳥取市正蓮寺二二二一七	昭和六十二年四月七日
有限会社山田薬局	米子市道笑町二丁目八	昭和六十二年四月九日
山形歯科医院	鳥取市新町二一〇	昭和六十二年四月三日
堀江歯科医院	米子市錦町二丁目一五	昭和六十二年四月二日
鈴木歯科医院	米子市加茂町二丁目二二	"
植木歯科医院	米子市諏訪五一一五	昭和六十二年四月三日
アオト・ファーマシー	境港市渡町一三二六	昭和六十二年四月二日
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	昭和六十二年四月六日
北村歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富七一 一五三	昭和六十二年四月八日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	昭和六十二年四月十三日
アンシン薬局	米子市東町一九八	昭和六十二年四月十二日

鳥取県告示第四百三三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取

扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	昭和六十二年四月六日
北村歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富七一 五三	昭和六十二年四月八日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	昭和六十二年四月十三日
アンシン薬局	米子市東町一九八	昭和六十二年四月十二日

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、溝口土地改良区の定款の変更を昭和六十二年五月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

正 誤

昭和六十二年四月鳥取県告示第三百八十一号（県立自然公園の区域の変更について）中次の箇所~~に誤りがあつたので、訂正する。~~

頁 段 行 誤 正

四 下 終わりか 昭和三十六年 昭和三十八年

四 下 終わりか 大谷紙屋 大字紙屋

昭和六十二年四月鳥取県告示第三百八十二号（県立自然公園の区域の公園計画の決定について）中次の箇所~~に誤りがあつたので、訂正する。~~

頁 段 行 誤 正

五 上 十一 一一一林班 一一二林班

昭和六十二年四月鳥取県告示第三百八十三号（県立自然公園の特別地域の指定について）中次の箇所~~に誤りがあつたので、訂正する。~~

頁 段 行 誤 正

六 上 二 一一一林班 一一二林班